

白石町立北明小学校いじめ防止基本方針

1. いじめ防止の基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。本校では、児童一人一人の尊厳と人権が尊重される学校作りを推進することを目的に、白石町及び家庭・地域、その他の関係者の連携の下、いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、白石町立北明小学校いじめ防止基本方針を策定する。

2. いじめ防止等に関する基本的な考え方

「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係にある児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象になった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

3. いじめ防止のための施策

(1) いじめのない学校づくりに向けた指導の充実

道徳教育、人権教育、生徒指導、学級指導等の充実を図り、また各教科等のあらゆる教育活動を通して「いじめは決して許されるものではない」ことを教育し、いじめ防止に努める。

※年間計画は、P 6 に掲載

①学習指導の充実

- ・ 学業指導の充実として、「規範意識の高い学級」を目指し、学びに向かう集団作りに努める。
- ・ 「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。

②道徳授業の充実

- ・ 道徳教育を充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、児童の道徳的実践力を育成する。
- ・ 資料を活用し、「人としてしてはならないこと、すべきこと」を教え、人としてよりよ

く生きるための基盤となる道徳性を育成する。

(3) 特別活動の充実（研究分野）

- ・特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
- ・互いに意見を出し合い、合意形成を図っていく学級活動の実践を通して、自信をもって活動し、自他のよさを活かしながら、楽しい学校生活を創ろうとする児童を育成する。

(4) その他

- ・児童一人一人が、自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な機会を捉えて具体的に指導する。
- ・教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう不適切な言動に注意する。
- ・「いじめをさせない」という人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がける。

(2) 教職員のいじめに対する意識の高揚及び指導力の向上

- ① いじめに関する全教職員対象の校内研修会の実施
- ② いじめに関するチェックリスト（教職員用）を用いた自己診断の実施
- ③ いじめ防止等のための職務別ポイント

《学級担任》

- ・日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成する。
- ・はやしたてたり見て見ぬふりする行為もいじめを肯定していることを理解させいじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進める。
- ・教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

《養護教諭》

- ・学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。（SOSの出し方等）

《生徒指導主任》

- ・いじめの問題について校内研修や職員会議で取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・日頃から関係機関等と情報交換を行う等、連携がとれるように取り組む。

《教育相談・特別支援コーディネーター》

- ・担任等と連携し、早期発見、早期対応に向けた児童の見取り、支援を行う。

(3) 「いじめ防止対策委員会」の設置

- ①いじめ防止等の対策のために校内に「いじめ防止対策委員会」を設置する。
- ②いじめ防止等の対策が速やかに行えるように「いじめ防止対策委員会」に「校内委員会」、「拡大委員会」を設ける。「校内委員会」のメンバーを、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任等とする。また「拡大委員会」は、校内委員会に外部委員（元PTA役員等、校区内有識者、学校評議員、学校教育・心理・福祉等に関し職見を有する者）を加えたメンバーとする。ただし、状況に応じて、学級担任等の関係者の出席を求める場合もある。

- ③ いじめ防止対策委員会の開催 年2回
- ④ 臨時会の開催 問題発生時
- ⑤ いじめ防止対策委員会は次のことを行う。
 - ・基本方針に基づく取組の実施、具体的な行動計画の作成、実行、検証、修正
 - ・いじめの相談・通報の窓口
 - ・関係機関、専門機関との連携
 - ・いじめの疑いや生徒の問題行動などに関わる情報の収集と記録、共有
 - ・いじめの疑いに関する情報に対して、関係する生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定
 - ・重大事態が疑われる事案が発生したときに、その原因がいじめにあるかの判定
 - ・重大事態に係る事実関係を明確にするための調査
 - ・当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進
- ⑥ 校内体制のチェック及びチェックに基づいた改善
 - ・いじめに関する校内体制がきちんと機能しているか、PDCAサイクルの評価に基づき検証し、改善を図る。

(4) 保護者地域との連携

- ①学校だよりやホームページ等を通して、保護者・地域に対して学校のいじめに係る対策等について周知する。
- ②学校だよりやPTA総会、学校運営協議会等を通して、いじめが児童の心身に及ぼす影響や一体となっていじめを防止することの重要性など、いじめの問題の理解を深めるための啓発を行う。
- ③情報モラル、マナー、利用ルールの啓発
 - ・携帯電話等の所持に関して、必要性の見極めなど保護者の方々に協力を仰ぐ。
 - ・学級活動、インターネット関連講座を利用して、児童一人一人に対して、インターネットのもつ利便性や危険性についてしっかりと理解させながら、情報機器の適切な使い方を学ばせ、家庭とも共有する。
 - ・家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導できるよう啓発に努める。

3. いじめの発見及び対応

(1) いじめの早期発見

- ①いじめのサインを早期に発見する。

いじめを早期に発見するためには、学級担任及び全教職員により、日常的に注意深く観察し、情報の収集に努める。
- ②いじめの発見
 - (ア) 日常の観察から
 - ・交友関係の変化
 - ・体調の変化や表情の変化

- ・服装の乱れや言葉遣いの変化
 - ・欠席状況、遅刻・早退の状況
 - ・持ち物の紛失や持ち物の変化
 - ・金銭の使い方の変化
 - ・保健室への訪問回数等
- (イ)本人・保護者等からの訴えから
- ・いじめを相談しやすい体制づくりとして、いじめに悩んだときの相談方法についてのリーフレット配布
 - ・定期的なアンケート調査の実施 : 心のアンケート（毎月1回）
学校生活アンケート（6月、11月）
 - ・教育相談の充実 : 教育相談週間（7月、12月）
 - ・相談箱の設置（事務室前）
 - ・家庭訪問や個人懇談での情報交換
- (ウ)教師による直接の発見から
- ・職員会議における情報交換の場の活用
- (エ)スクールカウンセラーによる助言の活用
- ・スクールカウンセラーや養護教諭と情報を共有できる体制づくり

(2) いじめの早期対応

- ①いじめのサインに気付いた場合、大きな問題に発展しないように速やかに「予防的介入」を行う。
- ・速やかに情報の共有化を図り、他の職員の協力を得る。
 - ・秘密の厳守を約束して教育相談を行うとともに、主に担任が精神的な支えになる。
 - ・「いじめ防止対策委員会」を立ち上げる。
 - ・学級活動等で、いじめに関する話題を取り上げるなど、全体的な指導に当たる。
 - ・ふれあいの時間を大切にするとともに、安全・安心な風土の醸成に努める。
- ②本人・保護者等から、いじめの訴えがあった場合、共感的に理解する。
- ・秘密の厳守を約束し、じっくり話を聞く場を設け、まずは言い分を聞く。
 - ・本人の苦痛を親身になって聞くなど、本人の気持ちに寄り添う。
 - ・いじめが解決するまで、最後までしっかりと守ることを伝える。
 - ・基本的には、本人の了解を得てから事実関係の究明に乗り出す。
 - ・担任・学校に何をしてもらいたいのかを確かめながら共に考える。
 - ・特に、保護者の訴えに対しては、担任の外に生徒指導主任等も同席するなど、複数の教師で対応する。
- ③いじめの現場を教師が直接発見した場合、その場ですぐに介入し、事実関係を明らかにする。
- ・いじめを制止し、関係児童全員をその場に残す。
 - ・必要に応じて他の教師の応援を求め、その場でしていたことを具体的な行動や言葉で把握するなど、事実確認をする。
 - ・その日のうちに、関係児童個々に教育相談を行い、再度事実確認をする。
- ④いじめていた児童・保護者への対応

- ・保護者に連絡し、いじめの概要について説明し理解を求めるとともに、今後の家庭教育の在り方等について改善を求める。
 - ・いじめていた児童に対しては反省を促すよう指導するとともに、自ら謝罪したいという気持ちが抱けるまで、個別のかかわりを継続的に持つ。
 - ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該児童が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導する。
 - ・スクールカウンセラーによる教育相談の活用
- ⑤いじめられていた児童・保護者への対応
- ・保護者宅を訪問し、いじめの概要について説明し、謝罪する。
 - ・二度とこのようないじめがないよう指導の徹底を図ることを約束する。
 - ・いじめられていた児童に対しては、心のケアに努めるとともに、安心して学校生活等が送れるよう見守っていくことを約束する。

(3) いじめが起きた集団(観衆・傍観者)への働きかけ

- ・いじめの問題について話し合わせるなど、児童全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。
- ・はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。

(4) ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上のいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ防止対策委員会で情報を共有するとともに、教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
- ・児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

(5) 警察との連携

- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる時は、警察と連携して対処する。

(6) 重大事態への対応

学校がいじめ防止対策推進法第28条により、当該事案が重大事態と判断した場合には、以下のとおり対応する。

- ・町教育委員会に報告するとともに、直ちに警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- ・当該いじめの対処については、町及び県教育委員会と連携し、弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ防止対策委員会が中心となり、学校組織あげて行う。
- ・当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、町教育委員会と連携しながら、学校組織あげて行う。
- ・いじめを受けた児童やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について

て、経過報告を含め、適時・適切な方法によりその説明に努める。

- 当該児童及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- いじめ防止対策委員会で再発防止案をまとめ、学校組織あげて着実に実践する。

4. いじめ問題についての対応

- 校長は、職員打合せ等で職員にいじめの概要について説明するとともに、生徒指導の徹底を図るよう指示する。
- 校長は、必要に応じて朝会などを利用し、いじめ問題について取り上げる。
- 校長は、必要に応じて保護者あて通知を作成し、保護者への啓発を図る。
- 道徳教育、学級活動、生徒指導等を通じて、人権尊重や生命尊重の精神、善惡の判断等の倫理観の育成に努める。
- いじめ問題は、当事者間の問題だけでなく、学級や学校全体の関連として取り上げ、根絶に向けて緊急に対応する。
- 「いじめ防止対策委員会」が中心となり、今後の対応策を検討する。
- いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、見守りを行う。
- 必要に応じて、PTA、関係機関の協力を得る。

令和7年度 いじめの早期発見・早期対応、未然防止のための年間計画

月	職員		児童	地域・保護者
	※全校の取組 ○学校行事等	委員会・職員会議・研修	児童活動	保護者連携 広報
4	○1年生との交流 ※「たすきポケット」掲示板設置 ○SCによる教育相談（年82時間） ※「こころのうだんポスト」設置	○いじめ防止基本方針についての検討【職員会議】 ○いじめ対策に関わる共通理解【職員会議・職員連絡会】 ○支援を要する児童研修【職員研修】 ・支援を要する児童シートの作成	○学級開き・学級ルールづくり【学級活動】 ○行事を通した人間関係づくり【1年生との交流】	○いじめ対策についての説明・啓発 【PTA総会】
5	※心のアンケート（ほぼ毎月・記名式） ○歓迎集会 ○修学旅行(6年生) ○バス旅行(1~4年) ○人権集会① ○SCによる授業(6年生) ○保護者引き渡し訓練	○児童に対する情報交換	○行事を通した人間関係づくり【修学旅行・人権集会】 ○エンカウンター(集会) ○適切な情報の利用【情報モラルについて】	○学校運営協議会
6	○宿泊学習（5年生） ○不審者対応避難訓練 ※県調査「いじめ・体罰ア	○QU検査①	○行事を通した人間関係づくり【宿泊学習・委員会活動】	○PTA教育講演会（人権教育）

	ンケート」(生活アンケート ・記名式)			
7	○教育相談週間 ○平和集会	○児童に対する情報交換 ○学校評価 中間評価 ○第1回いじめ防止対策委員会 ○職員とSCとの個人面談 ○教育相談研修会(SC)【職員研修】	○平和集会を通して平和や人権を考える	○アンケートを踏まえた個別対応 ○保護者との情報交換【個人懇談】
8	○サマースクール	○いじめ防止に関する研修【職員研修】 ○QU検査を活用した学級作りに関する研修【職員研修】 ○人権・同和教育研修【職員研修】 ○特別支援教育に関する研修 【職員研修】		
9	○夏休み明けの児童の様子観察	○児童に関する情報交換	○エンカウンター	○学校運営協議会
10	○運動会		○行事を通した人間関係づくり【運動会・委員会活動】	
11	※いじめアンケート ※県調査「体罰アンケート」	○QU検査② ○教育相談週間	○行事を通した人間関係づくり【学習発表会】	
12	○学習発表会 ○ロードレース大会 ○人権集会②	○児童に対する情報交換【職員会議】	○行事を通した人間関係づくり【学習発表会・ロードレース大会・人権集会】	
1		○QU検査②の結果を踏まえた考察と対応策の共有 ○学校評価の実施		○学校評価
2	○6年生を送る会	○学校評価の分析結果報告 ○第2回いじめ防止対策委員会	○6年生を送る会に向けて【委員会活動】	○学校運営協議会
3	○卒業式	○気になる子研修【職員研修】 来年度へ向けた情報交換		

こころのそだんポスト（相談室前）

